

平成23年度

官庁営繕関係予算概要

平成23年1月

国土交通省大臣官房官庁営繕部

目 次

第1 平成23年度官庁営繕関係予算の概要

- 1. 基本方針 2
- 2. 予算の重点化 2

第2 主要事項

- 1. 防災拠点となる官庁施設等の整備 3
- 2. 既存官庁施設の危険箇所等の解消 6
- 3. PFI手法の活用による官庁施設の整備 7
- 4. 官庁施設における木材利用の促進 8
- 5. 国の出先機関が入居予定の合同庁舎 9

第3 平成23年度官庁営繕関係予算総括表

- 1. 平成23年度官庁営繕関係予算総括表 10
- 2. 主要事業箇所 11

第1 平成23年度官庁営繕関係予算の概要

1. 基本方針

官庁施設の整備については、老朽化した官庁施設が今後増大していく中、既存官庁施設の有効利用を図りつつ、災害に対する安全・安心の確保等に的確に対応することが重要である。

このため平成23年度においては、平成21年秋の事業仕分けの評価結果等を踏まえ、平成22年度に引き続き、防災拠点となる官庁施設等の耐震安全性の確保並びに危険箇所及び老朽・狭隘の解消に重点を置いて、「選択と集中」を徹底する。

2. 予算の重点化

平成23年度は、限られた予算のなか、特に、国民生活の安全に資するため、大規模地震発生時等において災害応急対策活動の拠点となる官庁施設等の耐震安全性の確保に重点化を図る一方、危険箇所及び老朽・狭隘の解消については、緊急的に整備の必要があるものに限定する。

(単位：百万円)

区 分	23年度予算額	うち 「元気な日本 復活特別枠」	前年度予算額	倍率
	(A)	(B)		
(一般会計)				
官庁営繕費	17,783	1,573	19,028	0.93
官庁施設の耐震化	8,518	1,573	8,709	0.98
危険箇所及び老朽・狭隘 の解消等	5,205	0	6,259	0.83
その他（PFI事業にお ける施設費の割賦払い）	4,060	0	4,060	1.00

(重点化事項)

○ 官庁施設の耐震化の促進 **8,518百万円(対前年度0.98倍)**

災害応急対策活動の拠点となる施設の耐震安全性の確保や来訪者等の安全の確保の観点から、既存不適格建築物（耐震性能評価値1.0未満）の耐震化を行い、総合的な耐震安全性を確保する。

第2 主要事項

1. 防災拠点となる官庁施設等の整備

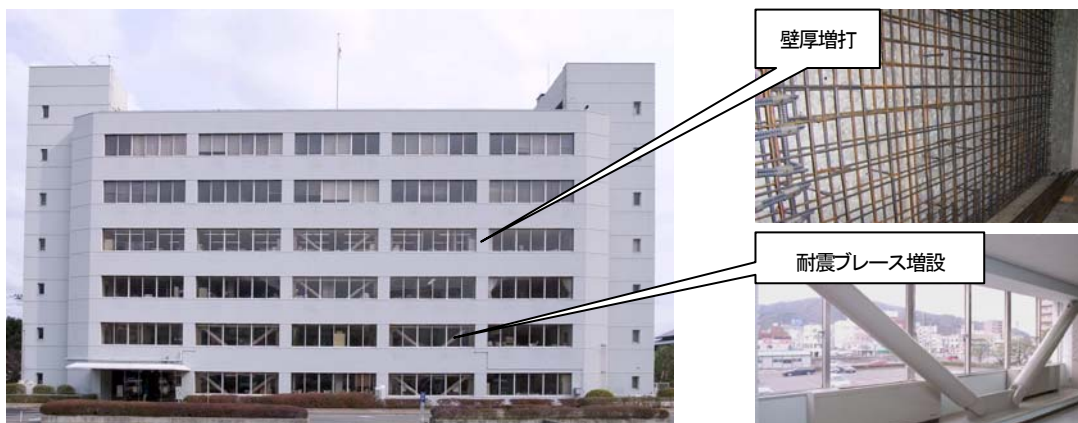
建築物の耐震化対策は、政府全体の緊急の課題であり、このため公共建築物については、中央防災会議決定や「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく告示（平成18年1月25日）等により、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むこととされている。

官庁施設については、災害応急対策活動の拠点施設となることや来訪者等の安全の確保の観点から、平成18～27年度の10年間で、耐震化率9割の達成を目標とすることとした。耐震化対策にあたっては、大規模地震発生時に官庁施設がその機能を十分に発揮できるよう、構造体のみならず設備、外壁・建具などの非構造も含めた建築物全体として、総合的な耐震安全性を確保した防災拠点となる官庁施設等の整備を実施する。

平成27年度末の目標

- すべての既存不適格建築物（耐震性能評価値1.0未満）について建築基準法に基づく耐震性能確保
- 全体では官庁施設の耐震基準を満足する割合が少なくとも9割（面積率）

【耐震改修の事例】



(参考1) 災害応急対策活動拠点施設の耐震安全性の確保

大規模地震発生時には、

○迅速な救助活動とこれを支える司令塔機能が、人命確保の上で重要

○被害の拡大防止や応急復旧の緊急度が高い地域に、限りある人員・
資材を集中投下することが必要

- ・土砂災害による道路の分断等の迅速な応急復旧及び2次災害の防止
- ・医療搬送、物資輸送ルート及び被災地との通信手段の早急な確保 等



災害応急対策活動の拠点として司令塔となる施設の耐震安全性の確保

【官庁施設における耐震安全性の目標】

災害対策基本法における行政機関の区分に基づき、官庁施設の防災上の機能及び用途に応じて施設分類を3つ（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ類）に分類し、それぞれ耐震性能を規定している。

耐震基準値	耐震安全性の目標	対象施設
1. 5 (Ⅰ類)	大規模地震後、構造体の補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	○災害対策基本法の「指定行政機関」及び「指定地方行政機関」のうち二以上の都府県及び道を管轄区域とするものが使用する官庁施設 等 【指定行政機関：内閣府、警察庁、財務省、経済産業省、国土交通省 等】 【指定地方行政機関等：管区警察局、地方厚生局、地方農政局、経済産業局、地方整備局 等】
1. 2 5 (Ⅱ類)	大規模地震後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。	○災害対策基本法の「指定地方行政機関」が使用する官庁施設（Ⅰ類に属するものを除く） 等 【指定地方行政機関等：沖縄総合事務局、機動隊、航空交通管制部、海上保安部 等】
1. 0 (Ⅲ類) 建築基準法 相当	大規模地震により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。	○その他の官庁施設 【地方検察庁、法務局、税務署、労働基準監督署、公共職業安定所 等】

災害応急対策活動拠点

(参考2) 建築基準法上の耐震基準を満たす施設の被害の事例

【神戸第2地方合同庁舎の被災状況】



内部の被災状況

神戸第2地方合同庁舎
(第五管区海上保安本部、神戸地方法務局他)
建物完成 : 昭和60年5月
震 度 : 7
(平成7年1月17日 阪神・淡路大震災)
被災前の耐震性能
・耐震安全性の評価値 : 1.01
応急復旧日 : 平成7年1月30日
本格復旧日 : 平成9年3月20日

〔柱が破断するなど構造体が損傷し、機能の復旧に時間を要した〕

(参考3) 兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)における建物の被害の事例

(総務省消防庁のホームページより引用)



事務所ビル1, 2階の崩壊



店舗1階柱の圧壊

2. 既存官庁施設の危険箇所等の解消

老朽化した官庁施設が今後増大していく中、既存官庁施設の有効活用を図りつつ、来訪者等の安全の確保や円滑な業務を実施するため、劣化した外壁や漏水が生じている屋上防水、不具合が生じている設備機器など、特に緊急的に改修が必要な既存官庁施設の危険箇所や老朽化した設備等の改修を行う。

【危険箇所の例】

落下した外壁パネル



〔外壁落下による人身事故のおそれがあり、外壁改修が必要〕

屋内への漏水



〔天井の落下による人身事故、漏電のおそれがあり、屋根改修が必要〕

【老朽箇所の例】

腐食した排水管



〔漏水が発生しており、排水設備の改修が必要〕

老朽化した空調関係設備



〔空調停止のおそれがあり、更新が必要（CO₂排出削減効果の高い機器に更新）〕

3. P F I 手法の活用による官庁施設の整備

民間の資金・経営能力等のノウハウを活用して低廉で良質な公共サービスの提供と民間の事業機会の創出を図る P F I 手法の活用による官庁施設の整備を実施する。

【P F I 手法の活用による官庁施設整備の具体例】



中央合同庁舎第7号館

所在地

・東京都千代田区霞が関3丁目

事業期間

・平成15年度～平成33年度

施設完成時期

・平成19年9月完成

入居官署

・文部科学省

・会計検査院

・金融庁

4. 官庁施設における木材利用の促進

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が平成22年10月1日に施行され、官庁施設についても、今後さらに率先して木材利用の促進に努める必要がある。このため、以下について試行的に木造化・内装の木質化を行い、建築コスト等を検証しつつ、木材利用の促進を図る。

- ① 平成21年度からの継続事案である「横浜植物防疫所つくば圃場」について、一部の庁舎を木造化。
- ② 平成23年度に本体工事に着手する新営（建替）事案において、庁舎の内装を木質化（不特定かつ多数の者が使用するエントランスホール、会議室等）。

また、平成23年度に新規に着手する大規模な改修事案においても、木造化・内装等の木質化を検討する。

【構造体に木材を利用した施設の事例】



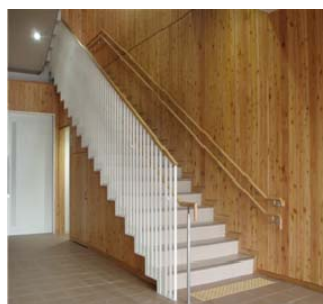
剣山自然情報センター



【内装に木材を利用した施設の事例】



高松サンポート合同庁舎
エントランス



長野地方法務局上田支局
エントランス

5. 国の出先機関が入居予定の合同庁舎

(1) 国の出先機関が入居予定の合同庁舎の整備方針

出先機関が入居予定の合同庁舎の整備については、出先機関改革の検討が進められていることから、平成21年10月の概算要求の見直しにより、

- ① 耐震性の問題がある現庁舎の割合が高く整備の緊急性が真に高いもの又は事業の遅れにより資産債務改革に支障をきたすものであって、
- ② 入居官署の見直しにより無駄を生じさせないよう対応できる事業について整備を実施することとした。

(概算要求箇所 21年8月末:35箇所 → 21年10月:13箇所)

(2) 平成23年度予算における対応

- ① 出先機関改革の検討が進められているため、18箇所の事業については、平成22年度に引き続き、平成23年度も見送る。
- ② 地方公共団体と連携して実施している事業について、関係各省等との調整が進展し、無駄を生じさせないよう対応することが可能となった、次の4箇所の事業について再開する。
 - ・ 世田谷地方合同庁舎〔東京都世田谷区〕
 - ・ 前橋地方合同庁舎〔群馬県前橋市〕
 - ・ 立川地方合同庁舎〔東京都立川市〕
 - ・ 熊本地方合同庁舎（B棟）〔熊本県熊本市〕

第3 平成23年度官庁営繕関係予算総括表

1. 平成23年度官庁営繕関係予算総括表

(単位：百万円)

区 分	23年度予算額 (A)	うち	前年度予算額 (C)	倍率 (A/C)
		「元気な日本 復活特別枠」 (B)		
(一般会計)				
官庁営繕費	17,783	1,573	19,028	0.93
中央官庁庁舎	3,588	0	3,588	1.00
合同庁舎	2,523	0	2,672	0.94
一般庁舎	436	0	782	0.56
施設特別整備	9,983	1,413	10,625	0.94
設計監理費等	1,253	160	1,361	0.92
(財政投融资特別会計 特定国有財産整備勘定)				
特定国有財産整備費	19,787	0	11,826	1.67
合 計	37,570	1,573	30,854	1.22

- (注) 1. 上記のほか、PFI事業の金利の支払い等に必要な経費として1,622百万円(前年度1,762百万円)がある。
2. 特定国有財産整備特別会計については、特別会計改革に伴い一般会計に統合されており、平成21年度以前の特定国有財産整備計画に基づき実施される既往の事業(未完了事業)は、当該事業が完成するまでの間、財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定において経理を行うこととされている。

2. 主要事業箇所

官庁営繕費

(単位：百万円)

区 分	全体計画	23年度
1. 中央官庁庁舎		
[PFI]		
中央合同第7号館 (平成19年度完成)	53,819	3,588
2. 合同庁舎		
豊橋港湾合同(増築棟)(新規) 〔三河海上保安署〕	359	1
新潟第2地方合同(Ⅱ期)	6,455	2,050
[PFI]		
九段第3合同 (平成18年度完成)	7,076	472
3. 一般庁舎		
平塚税務署(新規)	1,435	141
西条税務署	527	203
広尾海上保安署	269	92

- (注) 1. 全体計画額は今後変更することがある。
2. 「全体計画」欄及び「23年度」欄は、施設整備費である。

特定国有財産整備費

(単位：百万円)

区 分	全体計画	23年度
1. 中央官庁庁舎		
[P F I]		
中央合同第8号館	19,351	104
2. 合同庁舎		
西ヶ原研修合同	12,775	500
前橋地方合同	5,464	35
横須賀地方合同	3,121	736
世田谷地方合同	2,103	34
和歌山地方合同	7,606	134
堺地方合同	7,724	1,865
京都地方合同	1,657	193
呉地方合同	2,963	700
[P F I]		
盛岡第2地方合同	3,614	321
東雲合同	10,507	15

(単位：百万円)

区 分	全体計画	23年度
立川地方合同	6,871	32
甲府地方合同	6,303	545
大津地方合同	7,914	747
熊本地方合同（B棟）	8,510	32
3. 一般庁舎		
市ヶ谷警察総合	12,029	5
警視庁第7機動隊	4,146	983
松戸法務総合	832	26
税務大学校（大阪研修所等）	6,404	1,876
横浜植物防疫所つくば圃場	1,681	1,062
気象庁清瀬庁舎	9,127	5,303
気象庁筑波風洞実験庁舎	2,792	1,098
海上保安庁海洋情報部	7,640	3,202
[P F I]		
東京地方・家庭裁判所立川支部 (平成20年度完成)	711	65

(単位：百万円)

区 分	全体計画	23年度
東 京 国 税 局	15,975	15
国 立 教 育 政 策 研 究 所 ※ 中央合同第7号館入居 (平成19年度完成)	1,156	77
気 象 庁 虎 ノ 門 庁 舎	18,902	15

- (注) 1. 全体計画額は今後変更することがある。
2. 「全体計画」欄及び「23年度」欄は、施設整備費、設計費及び監理費等である。

(この冊子は、再生紙を使用しています。)